

Ⅲ. 調査結果の概要

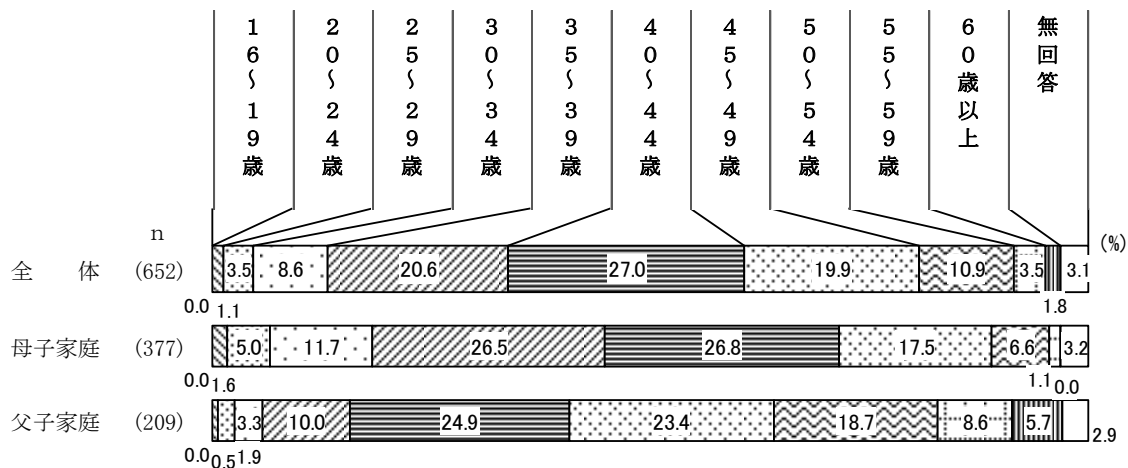
アンケート調査

1. 自身のことやご家族のことについて

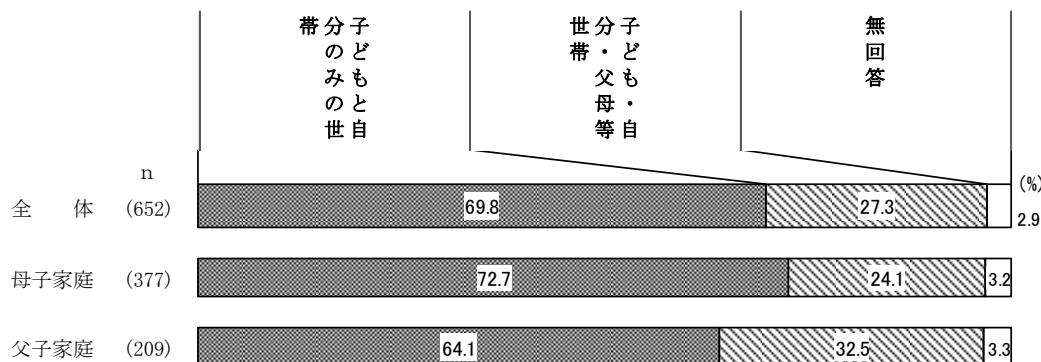
(1) ひとり親家庭の状況

- 回答者（保護者）の年齢は、母子家庭は『30代』が4割、『40代』が4割半ば、父子家庭は『40代』が約5割、『50代』が約3割と、父子家庭の方がやや年齢層は高い。
- 「子どもと自分のみの世帯」は母子家庭で約7割、父子家庭は6割半ば。
- 父子家庭は、子どもの祖父母等との同居世帯が32.5%と母子家庭よりやや多い。

問1 あなたの現在（2018年9月1日現在）の年齢を教えてください。



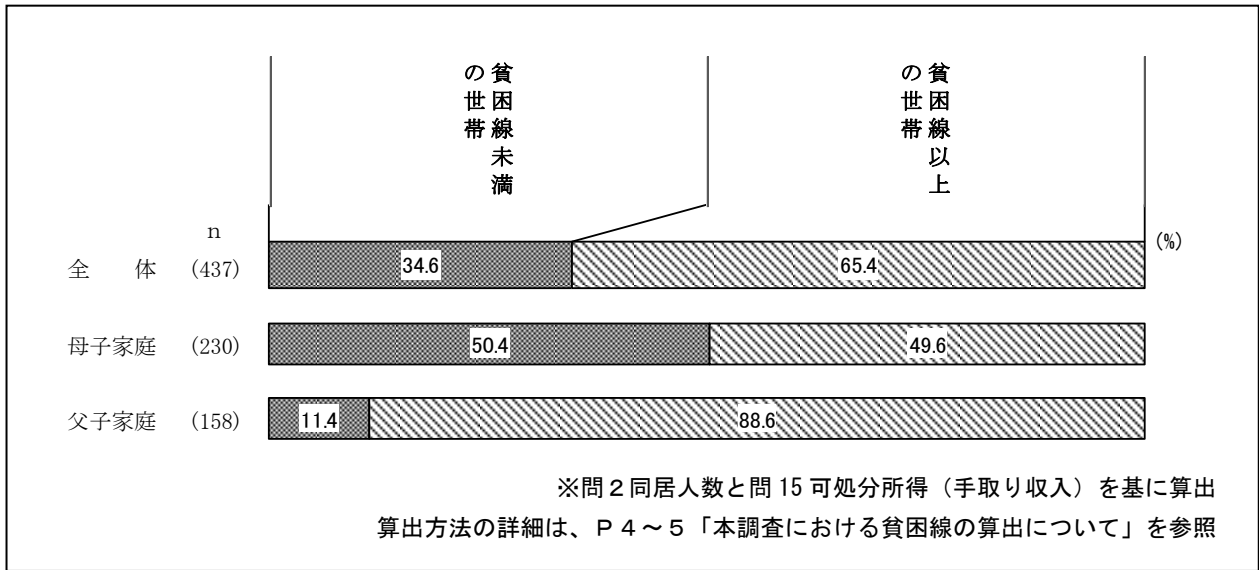
問2 あなた以外の同居しているご家族を、あなたからみて該当する区分欄ごとに人数を教えてください。以下の場合は、生計を同じくしている人とし、同居人数に含みます。



回答者（保護者）の年齢は、母子家庭は「35～39歳」（26.5%）、「40～44歳」（26.8%）が多い。父子家庭では「40～44歳」（24.9%）、「45～49歳」（23.4%）、「50～54歳」（18.7%）が多く、母子家庭の72.7%は「子どもと自分のみの世帯」で、父子家庭（64.1%）をやや上回っている。

(2) 世帯の経済状況

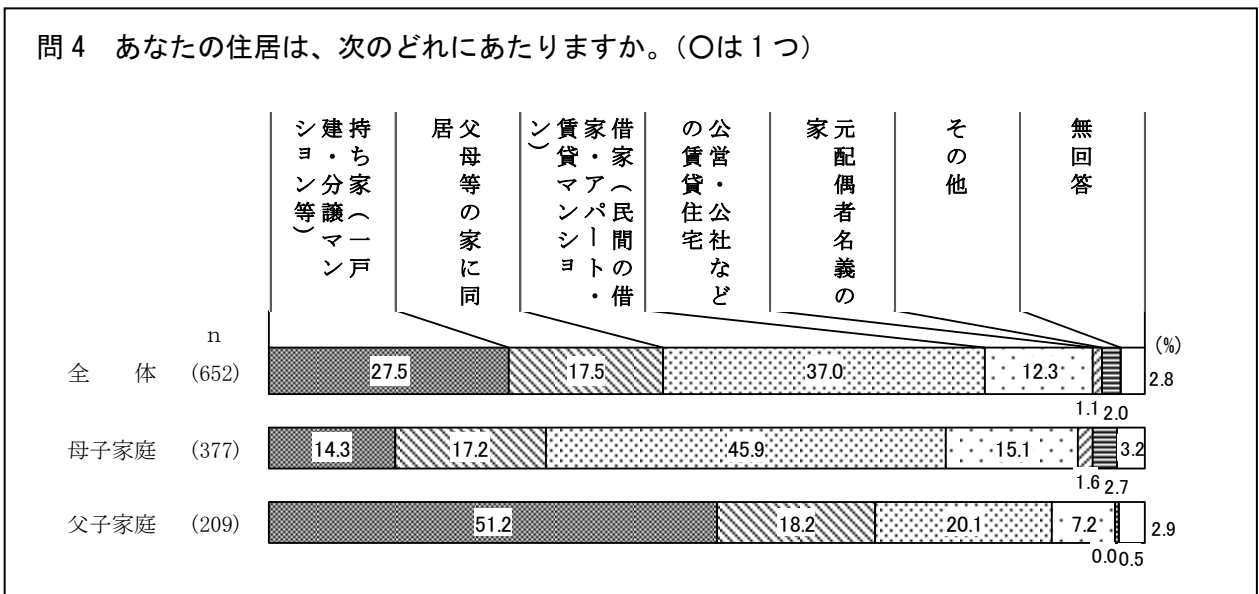
● 母子家庭の 50.4%は「貧困線未満の世帯」である一方、父子家庭は 11.4%にとどまる。



世帯の経済状況は、母子家庭の 50.4%は「貧困線未満の世帯」である一方、父子家庭は 11.4%にとどまっている。

(3) 住居形態

- 母子家庭は「借家」が多く、「公営・公社などの賃貸住宅」とともに父子家庭を上回る。
- 父子家庭は「持ち家」が多く、母子家庭を上回る。



住居形態は、母子家庭では「借家」(45.9%)が、父子家庭では「持ち家」(51.2%)が最も多く、母子家庭は「公営・公社などの賃貸住宅」(母子：15.1%、父子：7.2%)が父子家庭より多くなっている。

2. 就労の状況について

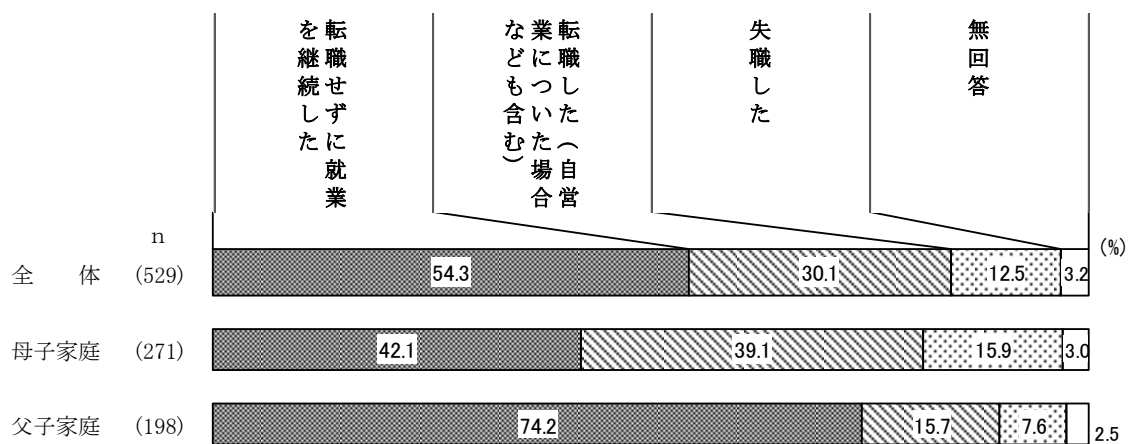
(1) ひとり親家庭になったことをきっかけとした転職・失職の有無

- 母子・父子家庭ともに「転職せずに就業を継続した」が最も多いが、父子家庭で 74.2%、母子家庭で 42.1%と割合の差が大きい。
- 母子家庭では「転職した」「失職した」が父子家庭を上回る。

【ひとり親家庭になる前に就業していた方（問6で「1」～「9」と答えた方）のみ】

問 6-1 あなたはひとり親家庭になったことをきっかけとして転職や失職をしましたか。

(○は1つ)



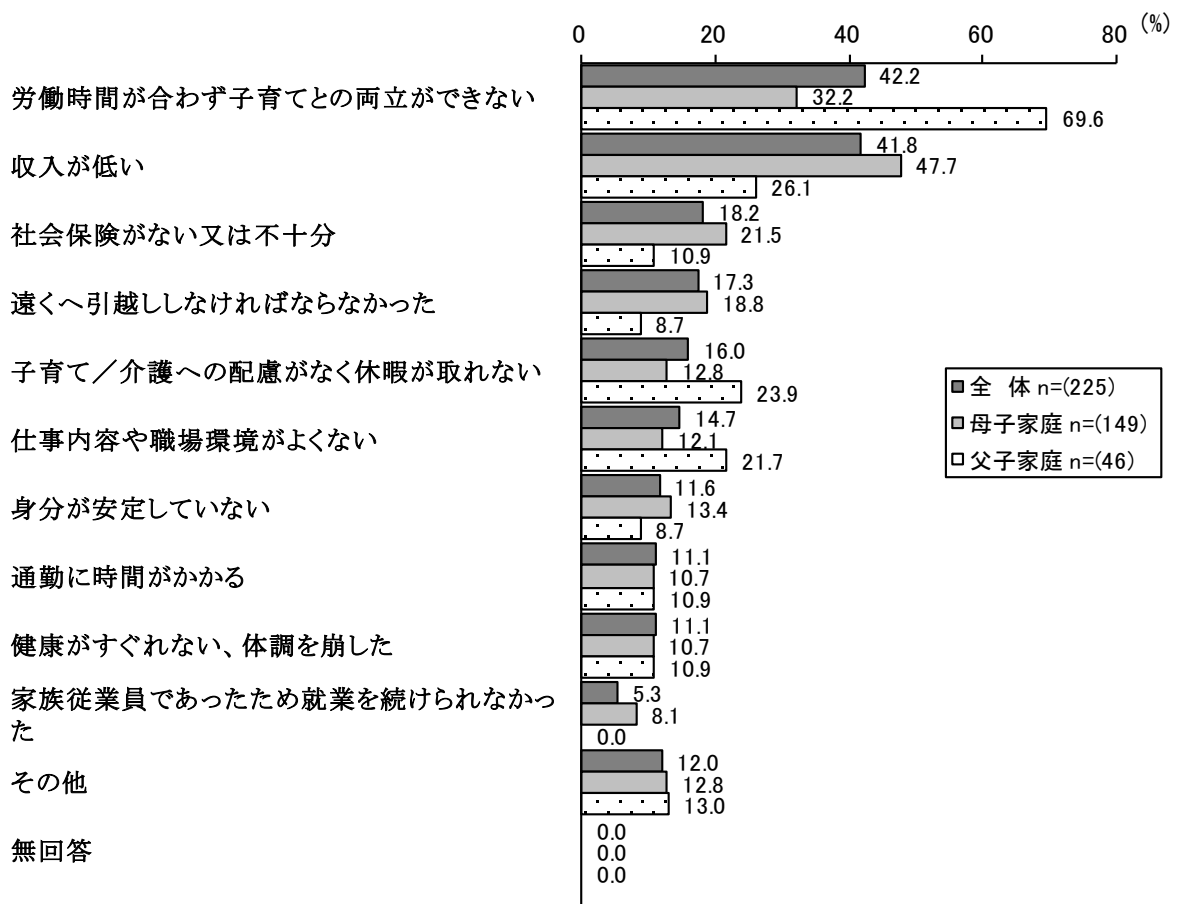
ひとり親家庭になったことをきっかけとした転職・失職の有無は、「転職せずに就業を継続した」が最も多いものの、父子家庭の 74.2%に比べ母子家庭は 42.1%にとどまり、「転職した」が 39.1%、「失職した」が 15.9%いる。

(2) ひとり親家庭になったことをきっかけとした転職・失職の理由

- 母子家庭は「収入が低い」が47.7%で最も多く、父子家庭を上回る。
- 父子家庭は「労働時間が合わず子育てとの両立ができない」が69.6%で最も多く、母子家庭を上回る。
- 「労働時間が合わず子育てとの両立ができない」は母子・父子家庭ともに前回調査に比べて増加している。
- 「収入が低い」は父子家庭で26.1%と、前回調査に比べて14.4ポイント減少している。

【問6-1で「2. 転職した」「3. 失職した」と答えた方のみ】

問6-2 ひとり親家庭となったことでそれまでの就業を続けられなかった理由は、次のどれにあたりますか。(あてはまるものすべてに○)



転職・失職の理由は、母子家庭は「収入が低い」(母子：47.7%、父子：26.1%)が、父子家庭は「労働時間が合わず子育てとの両立ができない」(母子：32.2%、父子：69.6%)が最も多く、母子・父子家庭で順位は逆転しており、割合の差も大きい。

前回調査と比較すると、「労働時間が合わず子育てとの両立ができない」は母子・父子家庭ともに増加し、母子家庭では11.3ポイント増、父子家庭では29.1ポイント増となり、「収入が低い」は父子家庭で14.4ポイント減少となった。

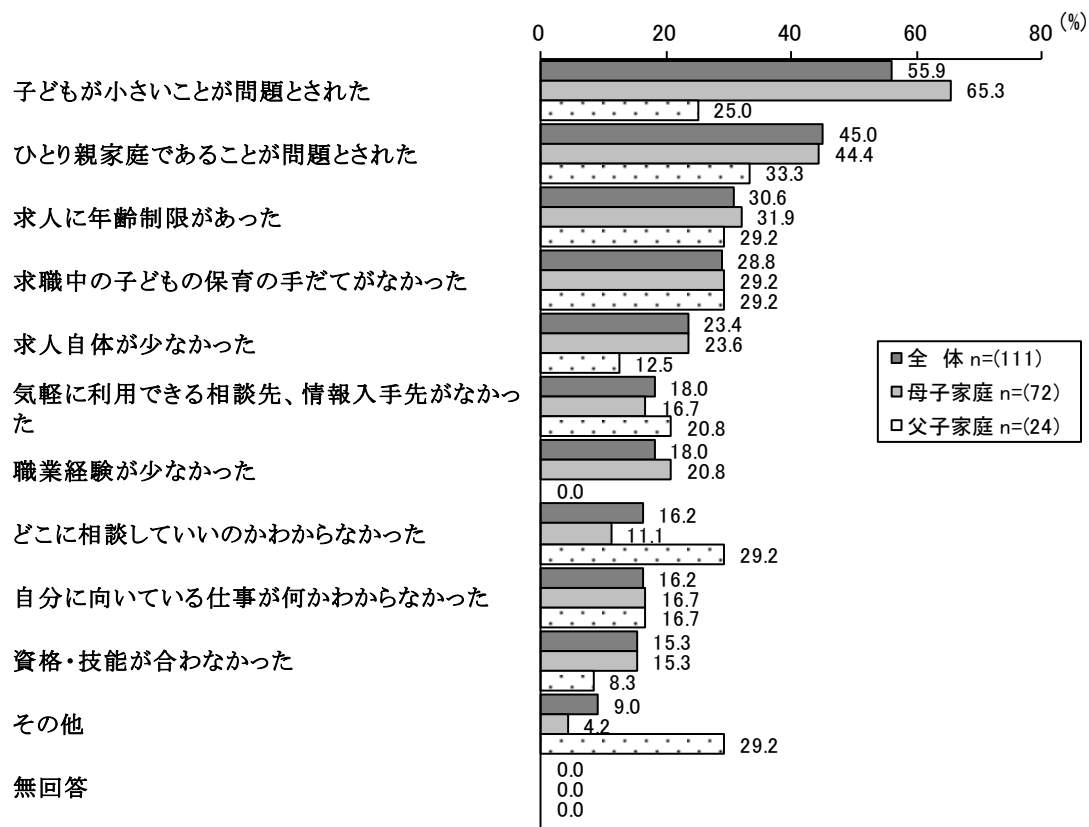
(3) ひとり親家庭になった後に仕事を探しているときの問題点

- 母子家庭は「子どもが小さいこと」「職業経験が少なかった」「ひとり親家庭であること」が父子家庭を上回る。
- 父子家庭は「ひとり親家庭であること」が多く、「どこに相談していいのかわからなかった」は母子家庭を上回る。

【問 6-3 で「1. 問題があった」と答えた方のみ】

問 6-4 その仕事を探しているときに、どのような問題がありましたか。

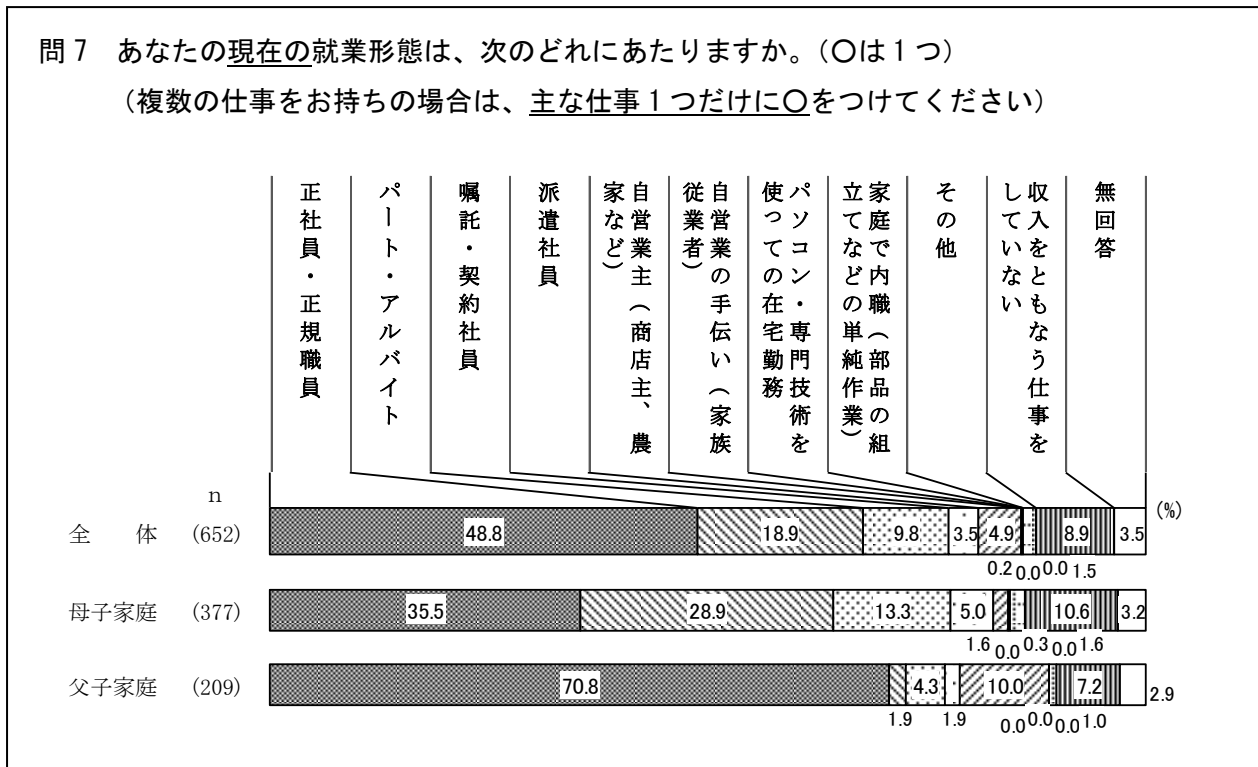
(あてはまるものすべてに○)



仕事を探しているときの問題点については、母子家庭では「子どもが小さいことが問題とされた」が 65.3%と最も多く、以下、「ひとり親家庭であることが問題とされた」(44.4%)、「求人年齢制限があった」(31.9%)、「求職中の子どもの保育の手だてがなかった」(29.2%)、「求人自体が少なかった」(23.6%)、「職業経験が少なかった」(20.8%) などとなっており、「子どもが小さいことが問題とされた」は 40.3 ポイント、「職業経験が少なかった」は 20.8 ポイント父子家庭を上回っている。父子家庭では「ひとり親家庭であることが問題とされた」が 33.3%と最も多く、以下、「どこに相談していいのかわからなかった」「求職中の子どもの保育の手だてがなかった」「求人年齢制限があった」(いずれも 29.2%) などとなっており、「どこに相談していいのかわからなかった」は母子家庭より 18.1 ポイント多くなっている。

(4) 現在の就業形態

- 「正社員・正規職員」は母子家庭で 35.5%、父子家庭で 70.8%。
- 母子家庭は「パート・アルバイト」「嘱託・契約社員」「派遣社員」で半数近くを占め、父子家庭を上回る。
- 「収入をともなう仕事をしていない」は母子家庭で 10.6%、父子家庭で 7.2%。

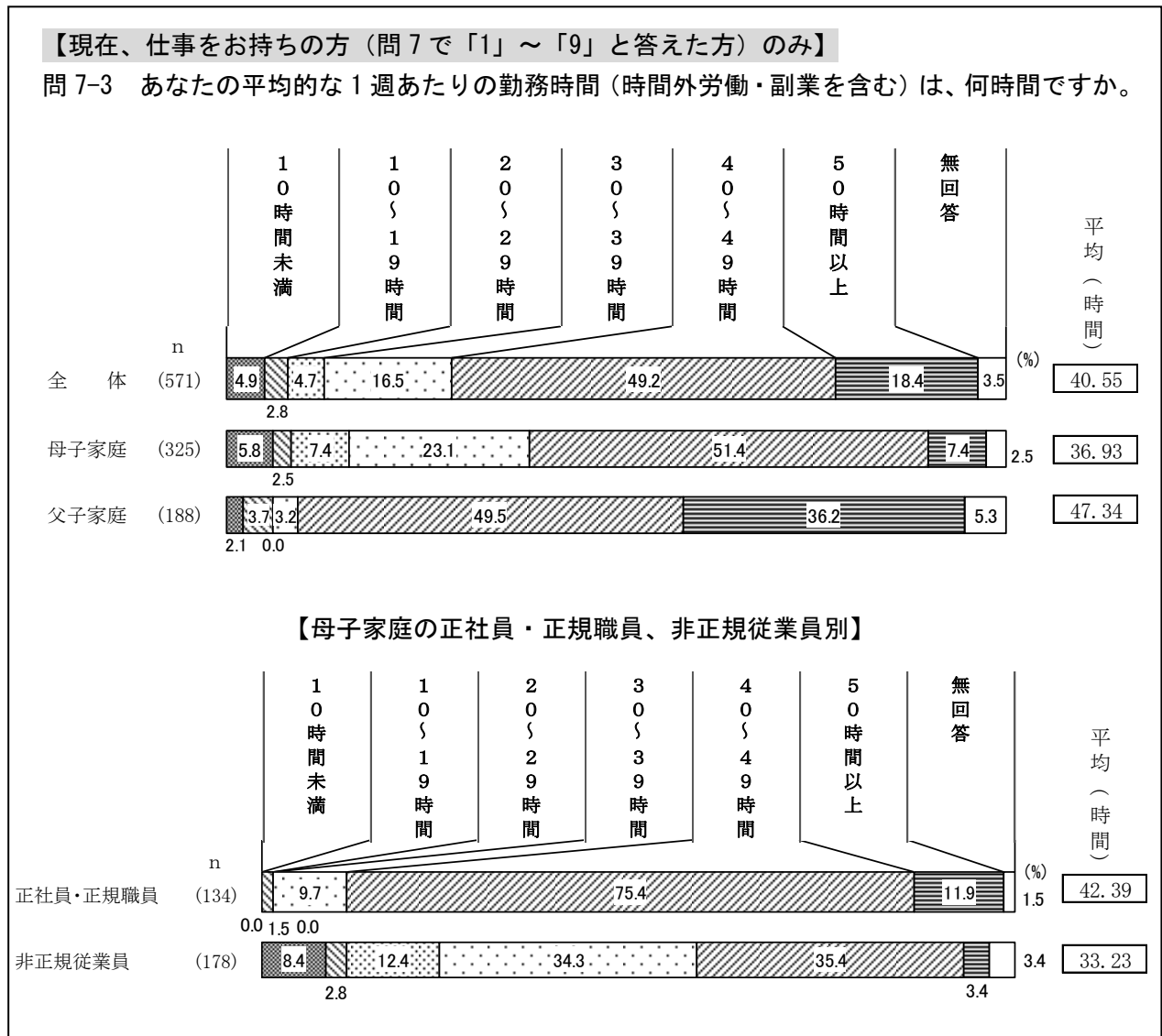


現在の就業形態については、母子・父子家庭ともに「正社員・正規職員」が最も多いものの、父子家庭の 70.8% に比べ、母子家庭は 35.5% にとどまり、母子家庭は「パート・アルバイト」(母子：28.9%、父子：1.9%) や「嘱託・契約社員」(母子：13.3%、父子：4.3%) が父子家庭より多くなっている。

一方、「収入をともなう仕事をしていない」は母子家庭 10.6%、父子家庭 7.2% となっている。

(5) 週あたりの勤務時間

- 週あたりの勤務時間は、母子家庭は『30～49 時間』が 74.5%、父子家庭は『40 時間以上』が 85.7%と、父子家庭の方が勤務時間は長い。
- 母子家庭の非正規従業員（パート・アルバイト、嘱託・契約社員、派遣社員）においても、7 割以上が週あたり 30 時間以上の勤務に従事している。



週あたりの勤務時間は、母子家庭では平均「36.93時間」で、「30～39時間」（23.1%）、「40～49時間」（51.4%）が多い。父子家庭では平均「47.34時間」で、「40～49時間」（49.5%）、「50時間以上」（36.2%）が多い。

母子家庭の正社員・正規職員は「40～49時間」（75.4%）が多く、非正規従業員（パート・アルバイト、嘱託・契約社員、派遣社員）の平均は「33.23時間」で「30～39時間」（34.3%）、「40～49時間」（35.4%）が多い。

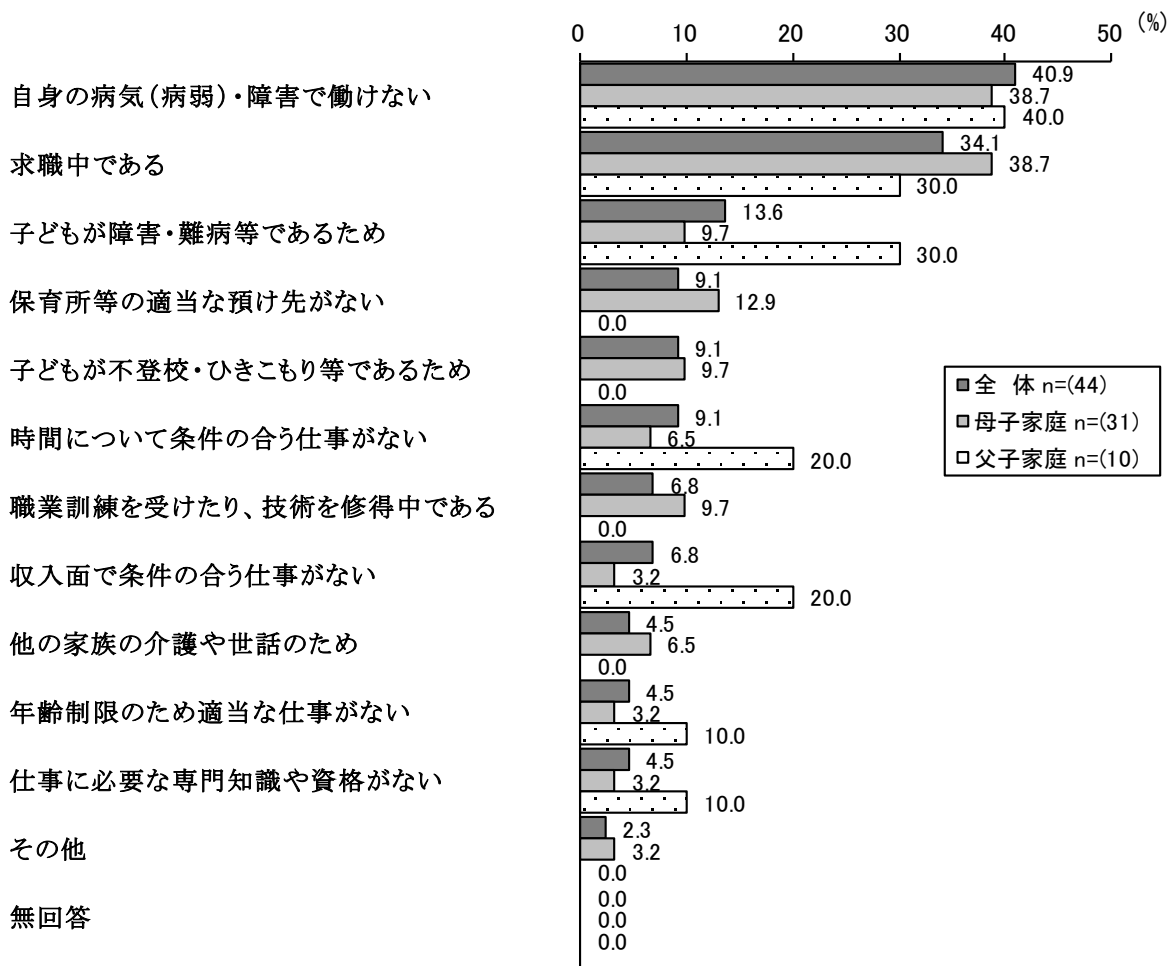
(6) 就職していない（できない）理由（就職したいと考えている人）

- 母子・父子家庭ともに「自身の病気（病弱）・障害で働けない」「求職中である」が多い。
- 母子家庭は「保育所等の適当な預け先がない」が父子家庭を上回る。
- 父子家庭は「子どもが障害・難病等であるため」が母子家庭を上回る。
- 子どもの預け先の確保とともに、専門的なケアを必要とする親や子どもへの支援策が必要とされている。

【問9で「1. 就職したい」と答えた方のみ】

問9-1 就職していない（就職できない）主な理由は、次のどれにあたりますか。

(○は2つまで)



就職していない（就職できない）理由については、「自身の病気（病弱）・障害で働けない」（母子：38.7%、父子：40.0%）、「求職中である」（母子：38.7%、父子：30.0%）などのほか、母子家庭では「保育所等の適当な預け先がない」（12.9%）が、父子家庭では「子どもが障害・難病等であるため」（30.0%）があげられている。

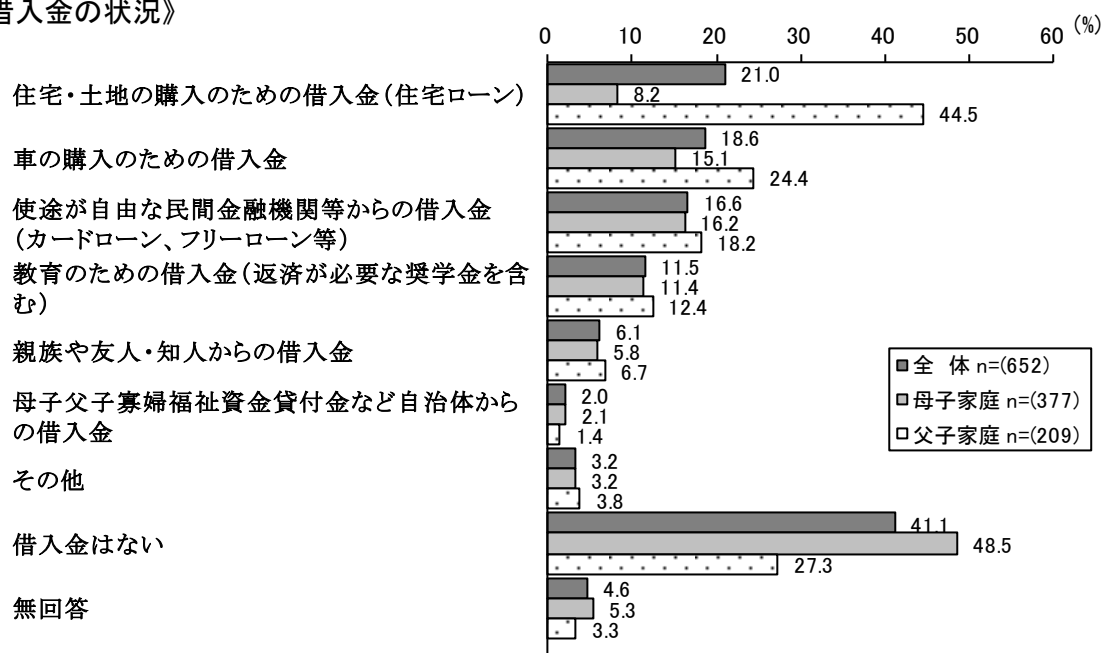
3. 収入の状況について

(1) 借入金の状況と月あたりの返済額

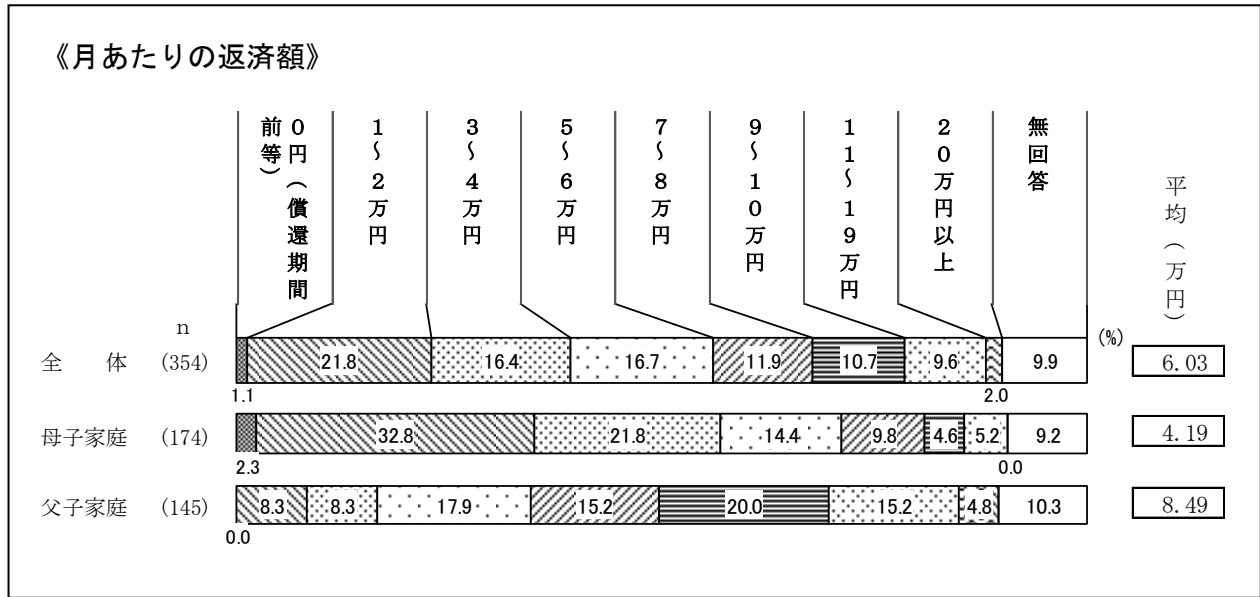
- 母子家庭は「借入金はない」が48.5%と最も多いが、「使途が自由な民間金融機関等からの借入金（カードローン、フリーローン等）」「車の購入のための借入金」「教育のための借入金（返済が必要な奨学金を含む）」などがある。
- 父子家庭は「住宅ローン」が44.5%と最も多く、そのほか「車の購入」は24.4%で、「借入金はない」は27.3%。
- 母子家庭の借入金の月あたり返済額は「1～2万円」が32.8%と最も多く、『5万円以上』は34.0%。平均「4.19万円」。
- 父子家庭の借入金の月あたり返済額は「9～10万円」が20.0%と最も多く、『5万円以上』は73.1%。平均「8.49万円」。
- 貧困線未満の世帯でも平均「4.42万円」の返済がある。

問13 あなたの世帯では、次のような借入金がありますか。借入金がある場合、現在の月あたりの返済額はいくらですか。（あてはまるものすべてに○）

《借入金の状況》



Ⅲ. 調査結果の概要



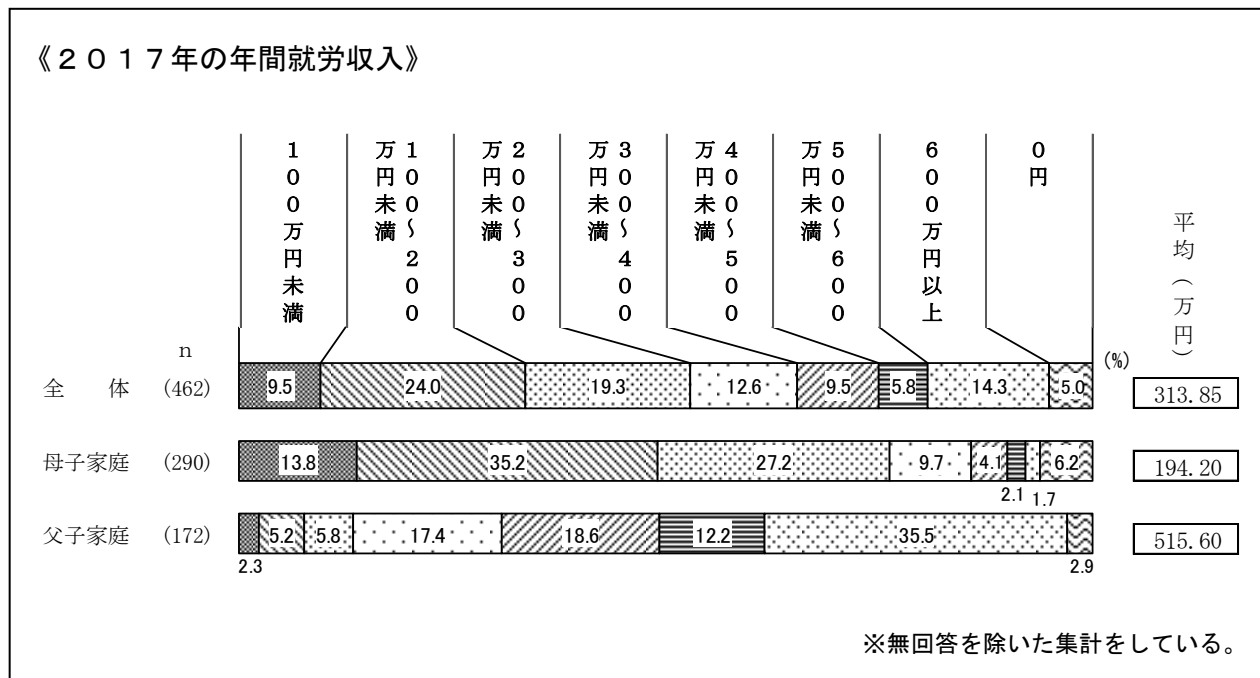
借入金の状況については、母子家庭では「借入金はない」(48.5%)が多いが、「使途が自由な民間金融機関等からの借入金(カードローン、フリーローン等)」(16.2%)、「車の購入のための借入金」(15.1%)、「教育のための借入金(返済が必要な奨学金を含む)」(11.4%)などがあげられている。父子家庭では「住宅ローン」(44.5%)、「車の購入」(24.4%)が多く、「借入金はない」は27.3%にとどまっている。

借入金の月あたりの返済額は、母子家庭は平均「4.19万円」、父子家庭は平均「8.49万円」である。

世帯の経済状況別にみると、貧困線未満の世帯での返済額は平均「4.42万円」、貧困線以上の世帯は平均「6.92万円」である。

(2) 2017年の就労収入

- 母子家庭の就労収入は「100～200万円未満」が35.2%と最も多く、平均「194.20万円」であり、「100万円未満」が13.8%と、『200万円未満』は49.0%。
- 父子家庭は「600万円以上」が35.5%と最も多く、平均「515.60万円」で『200万円未満』は7.5%にとどまる。

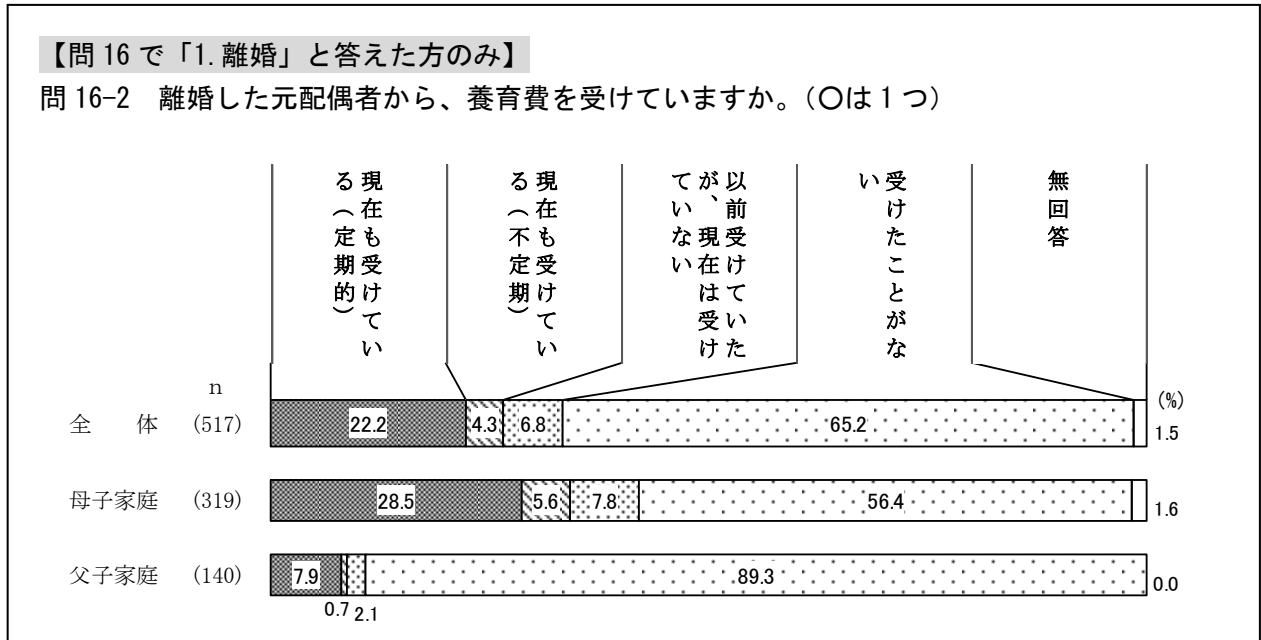


2017年の就労収入については、母子家庭では平均「194.20万円」で、「100～200万円未満」が35.2%と最も多く、以下、「200～300万円未満」(27.2%)、「100万円未満」(13.8%)などとなっている。父子家庭では平均「515.60万円」で、「600万円以上」が35.5%と最も多く、以下、「400～500万円未満」(18.6%)、「300～400万円未満」(17.4%)、「500～600万円未満」(12.2%)で、『200万円未満』は母子家庭では49.0%となっているが、父子家庭ではわずか7.5%にとどまっている。

4. 養育費の状況について

(1) 養育費の有無

- 養育費を『現在も受けている（定期的・不定期）』は母子家庭で 34.1%、父子家庭で 8.6%。
- 「受けたことがない」は母子家庭で 5 割半ば、父子家庭で約 9 割。



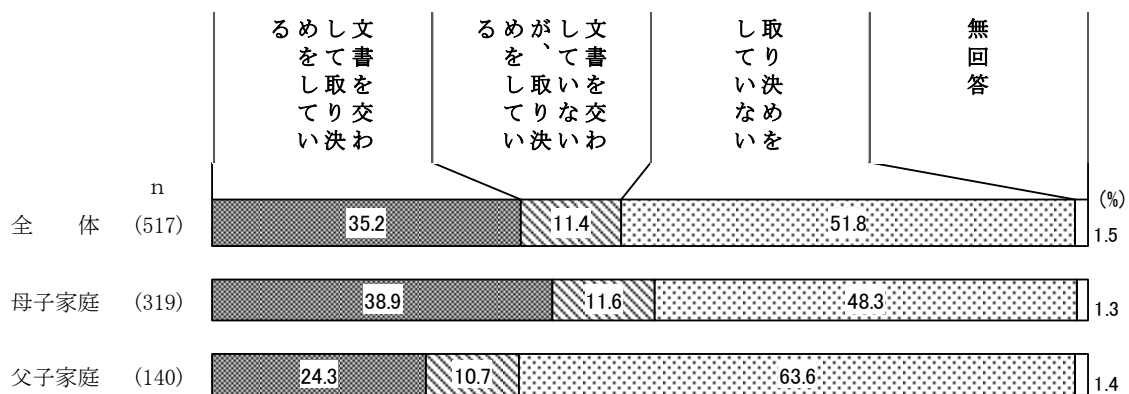
養育費の有無については、「現在も受けている（定期的）」は母子家庭で 28.5%、父子家庭で 7.9%にとどまっており、母子・父子家庭ともに「受けたことがない」が最も多く、母子家庭で 56.4%、父子家庭では 89.3%を占める。

(2) 養育費の取り決めについて

- 母子家庭は養育費の『取り決めをしている』が 50.5%と「取り決めをしていない」をやや上回る。「文書を交わして取り決めをしている」は 38.9%で父子家庭を上回る。
- 父子家庭は「取り決めをしていない」が 63.6%と最も多く、『取り決めをしている』を上回る。

【問 16 で「1. 離婚」と答えた方のみ】

問 16-4 離婚した元配偶者とのあいだに、養育費の取り決めをしていますか。(○は1つ)

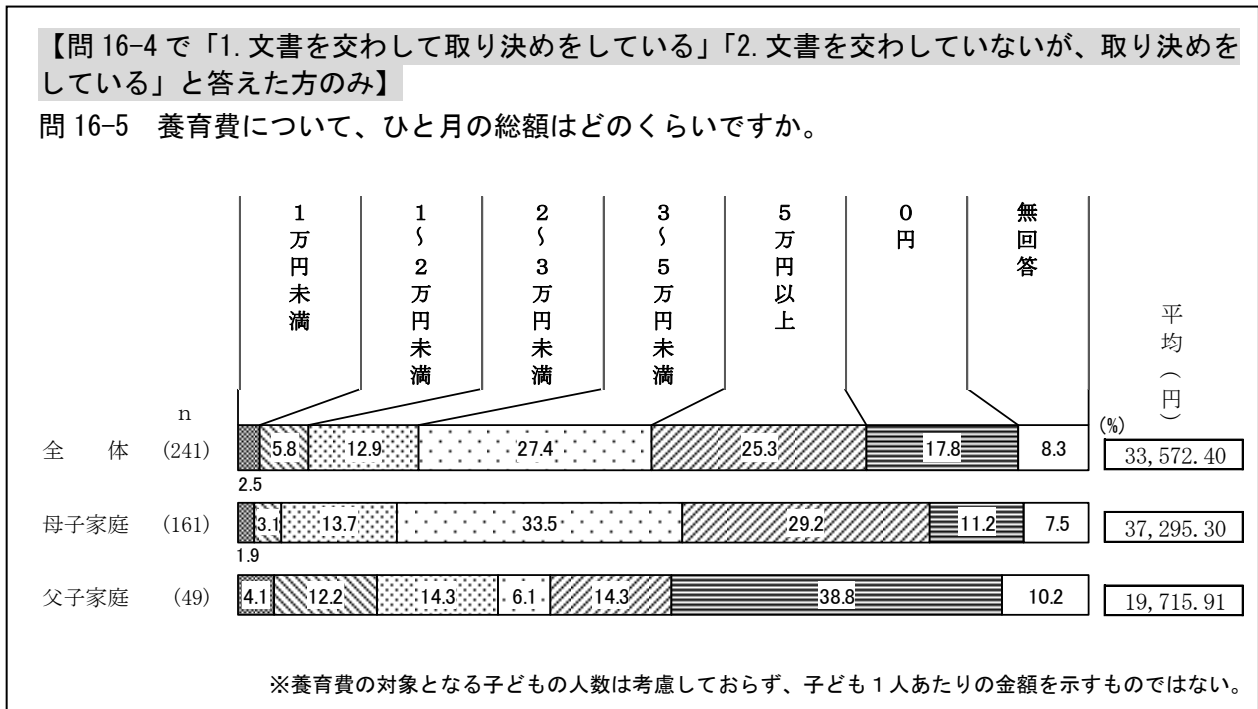


養育費の取り決めについては、「文書を交わして取り決めをしている」は母子家庭で 38.9%、父子家庭で 24.3%となっており、「文書を交わしていないが、取り決めをしている」(母子：11.6%、父子：10.7%)を合わせた『取り決めをしている』人は母子家庭で 50.5%、父子家庭で 35.0%となっている。

一方、「取り決めをしていない」は、母子家庭で 48.3%であるが、父子家庭では 63.6%と『取り決めをしている』人を上回っている。

(3) 養育費の月額

- 母子家庭は「3～5万円未満」(33.5%)と「5万円以上」(29.2%)が多く、平均「37,295円」。
- 父子家庭は「0円」(38.8%)が多く、「0円」を除く『3万円未満』は30.6%、平均「19,716円」。



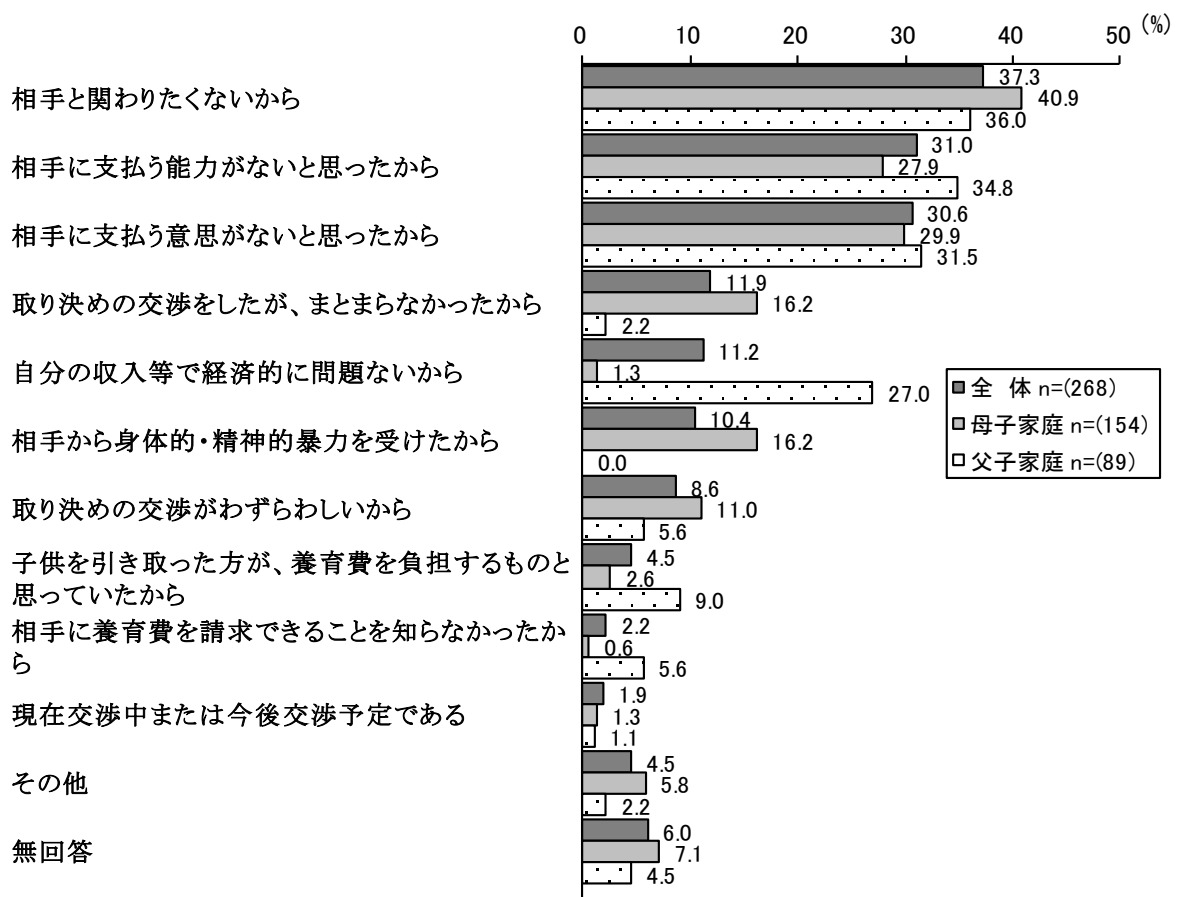
母子家庭では平均「37,295.30円」で、「3～5万円未満」(33.5%)、「5万円以上」(29.2%)が多くなっている。父子家庭では平均「19,715.91円」で、「2～3万円未満」「5万円以上」(ともに14.3%)、「1～2万円未満」(12.2%)などとなっているが、「0円」が38.8%と最も多くなっている。

(4) 養育費の取り決めをしなかった理由

- 母子・父子家庭ともに「相手と関わりたくないから」「相手に支払う意思がないと思ったから」「相手に支払う能力がないと思ったから」が多い。
- 母子家庭は「取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから」「相手からの身体的・精神的暴力を受けたから」が父子家庭を上回る。
- 父子家庭は「自分の収入等で経済的に問題ないから」が母子家庭を上回る。
- 養育費の取り決めは必要と感じつつも、相手との関係から交渉をあきらめ、取り決めには至らないケースがみられる。

【問 16-4 で「3. 取り決めをしていない」と答えた方のみ】

問 16-6 養育費について、取り決めをしなかった理由は何ですか。(○は2つまで)



養育費の取り決めをしなかった理由は、母子・父子家庭ともに「相手と関わりたくないから」(母子:40.9%、父子:36.0%)が最も多く、「相手に支払う意思がないと思ったから」(母子:29.9%、父子:31.5%)、「相手に支払う能力がないと思ったから」(母子:27.9%、父子:34.8%)が母子・父子順位は異なるものの次いで多くなっている。そのほか、母子家庭では「取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから」「相手からの身体的・精神的暴力を受けたから」が、父子家庭では「自分の収入等で経済的に問題ないから」「子供を引き取った方が、養育費を負担するものと思っていたから」「相手に養育費を請求できることを知らなかったから」があげられている。

5. 面会交流の状況について

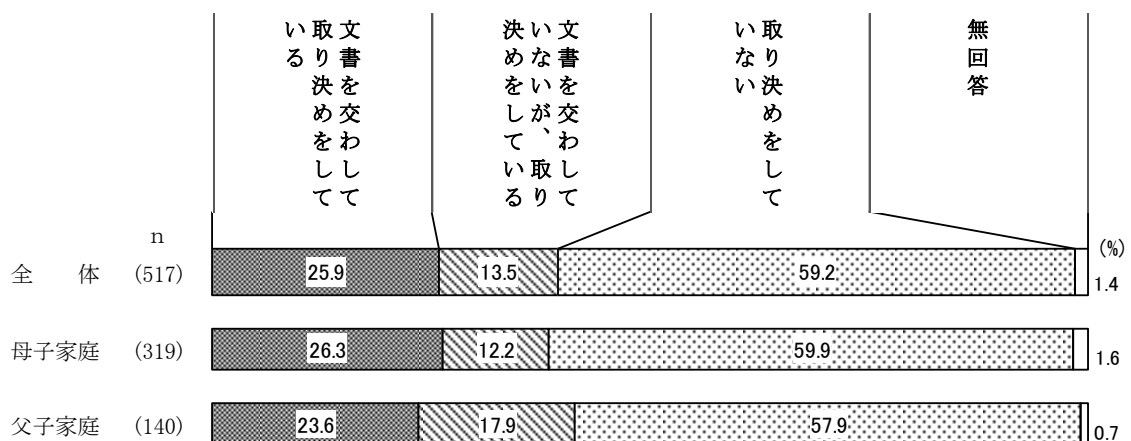
(1) 面会交流の取り決めについて

- 母子家庭は「文書を交わして取り決めをしている」が 26.3%、「文書を交わしていないが、取り決めをしている」が 12.2%。
- 父子家庭は「文書を交わして取り決めをしている」が 23.6%、「文書を交わしていないが、取り決めをしている」が 17.9%。
- 母子・父子家庭ともに「取り決めをしていない」が約6割と取り決めをしている人を上回る。

【問 16 で「1. 離婚」と答えた方のみ】

問 17-1 離婚した元夫・元妻とのあいだで、子どもとの面会交流の取り決めをしていますか。

(○は1つ)



面会交流の取り決めについては、「文書を交わして取り決めをしている」が母子家庭では 26.3%、父子家庭では 23.6%となっており、「文書を交わしていないが、取り決めをしている」（母子 12.2%、父子 17.9%）を合わせた『取り決めをしている』人は母子家庭で 38.5%、父子家庭で 41.5%である。

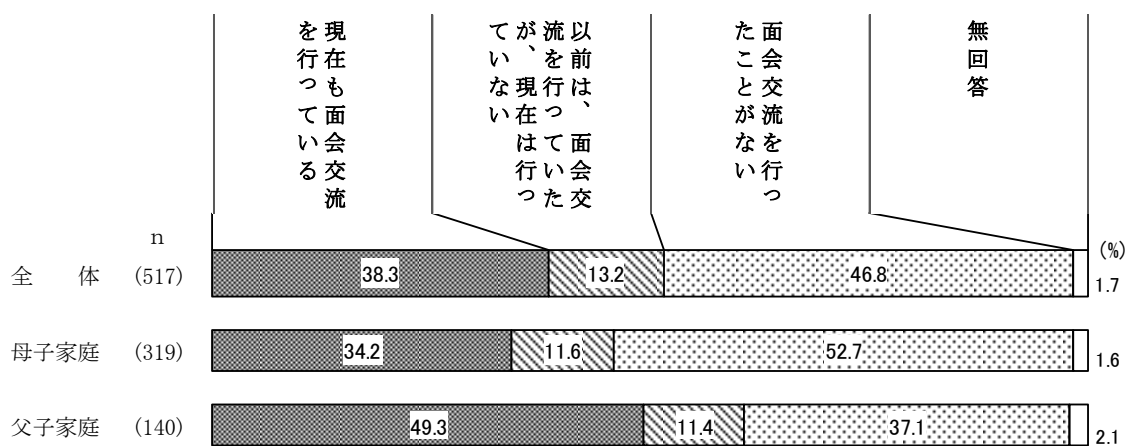
一方、「取り決めをしていない」は母子・父子家庭ともに約6割（母子：59.9%、父子：57.9%）で、『取り決めをしている』人を上回っている。

(2) 面会交流の有無

- 母子家庭の 52.7%は「面会交流を行ったことがない」と半数以上である一方、父子家庭は 37.1%にとどまる。
- 父子家庭は「現在も面会交流を行っている」が 49.3%と最も多い。

【問 16 で「1. 離婚」と答えた方のみ】

問 17-3 面会交流を行っていますか。(○は1つ)



面会交流の有無については、「現在も面会交流を行っている」は母子家庭で 34.2%、父子家庭では 49.3% となっているが、母子家庭では「面会交流を行ったことがない」(52.7%)、「以前は、面会交流を行っていたが、現在は行っていない」(11.6%)を合わせた『行っていない』人は 64.3%と面会交流を行っている人を上回り、父子家庭 (48.5%) より 15.8 ポイント多くなっている。

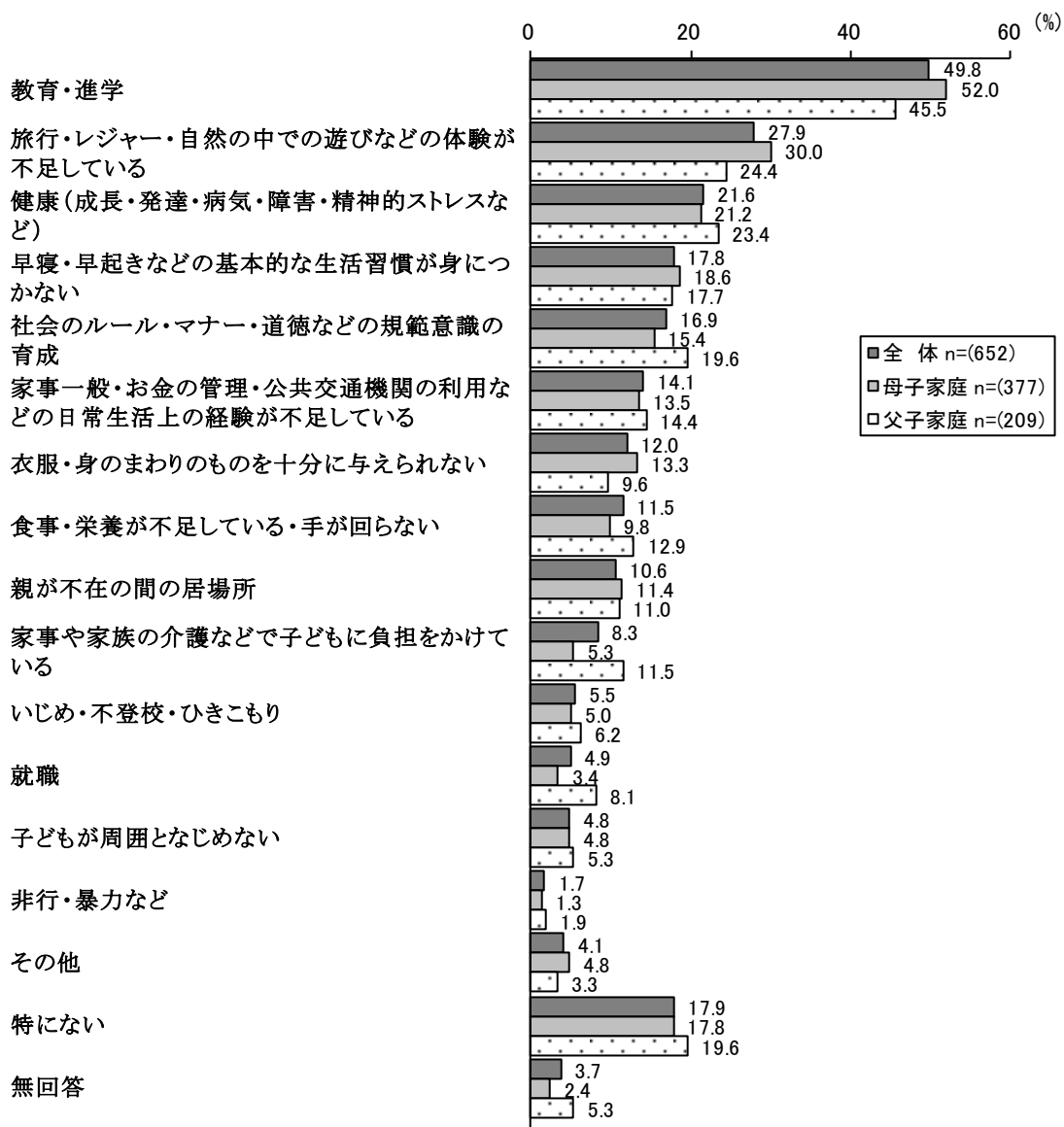
6. 子どもの状況について

(1) 子どものことで困っていること悩んでいること

- 母子・父子家庭ともに「教育・進学」「旅行・レジャー・自然の中での遊びなどの体験が不足している」「健康」「早寝・早起きなどの基本的な生活習慣が身につかない」が上位を占める。
- 母子家庭は「衣服・身のまわりのものを十分に与えられない」など、経済的な悩みがみられる。また、「健康」「衣服・身のまわりのものを十分に与えられない」「食事・栄養が不足している・手が回らない」が前回調査に比べて5～6ポイント増。
- 父子家庭は「社会のルール・マナー・道徳などの規範意識の育成」「家事や家族の介護などで子どもに負担をかけている」などの悩みが母子家庭より多い。

問 18 現在お子さんのことで困っていること悩んでいることは何ですか。

(あてはまるものすべてに○)



子どものことで困っていること悩んでいることについては、母子・父子家庭ともに「教育・進学」(母子：52.0%、父子：45.5%) が最も多く、以下、「旅行・レジャー・自然の中での遊びなどの体験が不足している」(母子：30.0%、父子：24.4%)、「健康(成長・発達・病気・障害・精神的ストレスなど)」(母子：21.2%、父子：23.4%)、「早寝・早起きなどの基本的な生活習慣が身につかない」(母子：18.6%、父子：17.7%) などとなり、母子・父子家庭による大きな違いはみられない。

前回調査と比較すると、「教育・進学」は順位は同じものの、母子・父子家庭ともに約9ポイント減少し、母子家庭では「健康」「衣服・身のまわりのものを十分に与えられない」「食事・栄養が不足している・手が回らない」が5～6ポイント増となった。

7. 公的制度等の利用状況や情報の入手方法について

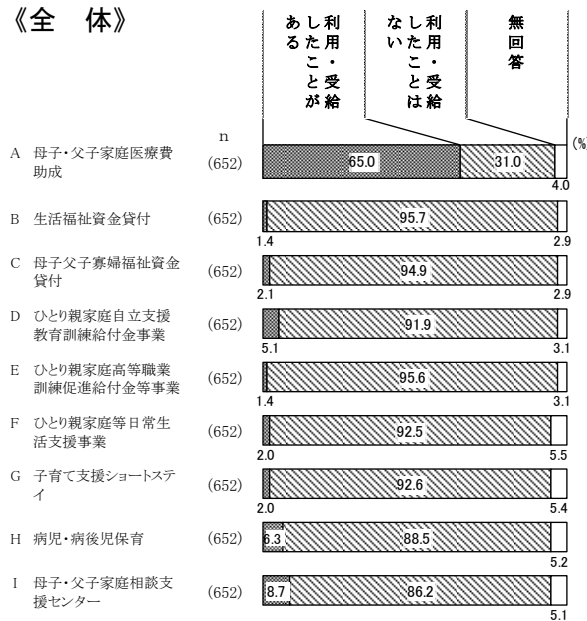
(1) 公的制度の利用・受給状況

- 《母子・父子家庭医療費助成》は母子家庭で約8割、父子家庭で約3割の利用。それ以外の公的制度は1割程度の利用にとどまる。
- 《母子・父子家庭医療費助成》以外の項目は認知度が低く、母子家庭では5～6割が、父子家庭では6～8割が『知らない』。
- 前回調査に比べて、各項目の認知度は若干改善しているものの、依然として半数が『知らない』と回答している項目も多く、引き続き情報提供のあり方を検討していく必要がある。

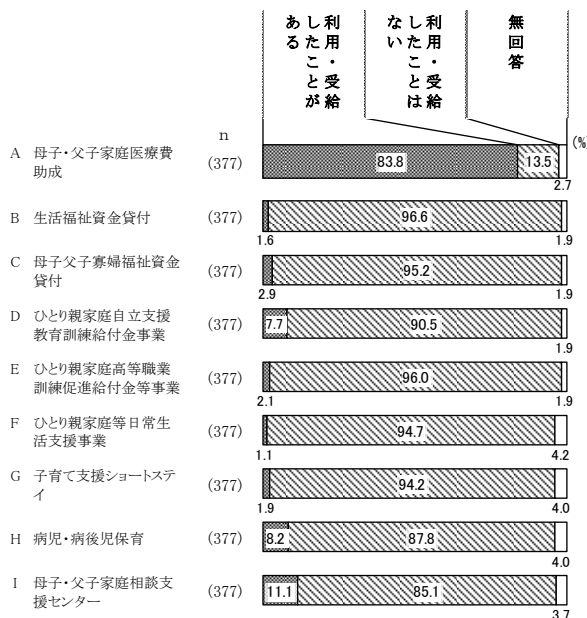
問 22 あなたは、次のA～Iの公的制度について、①利用・受給したことがありますか。利用・受給したことがある方は②利用・受給後の感想を、利用・受給したことがない方は③利用・受給しなかった理由をお答えください。

①利用・受給の有無

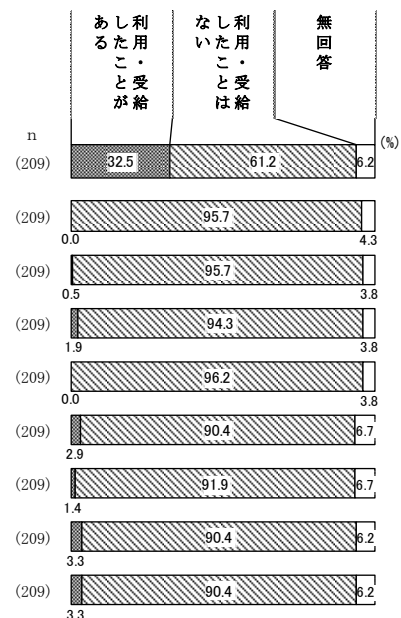
《全体》



《母子家庭》

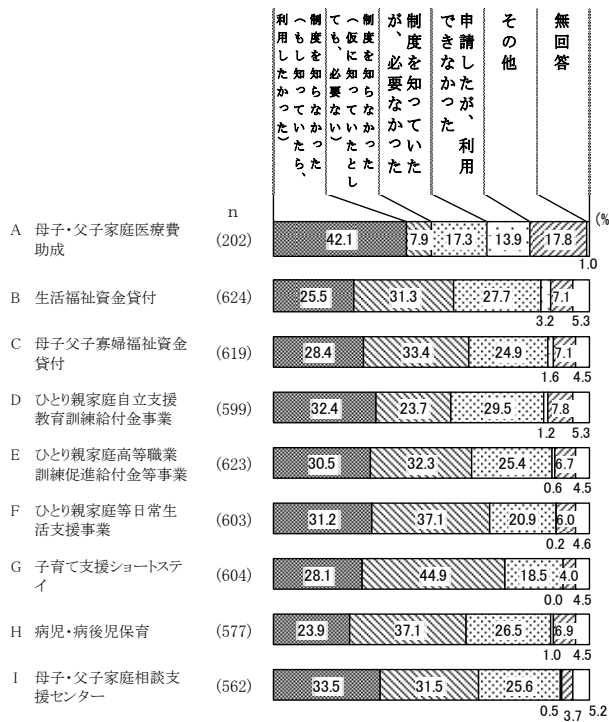


《父子家庭》

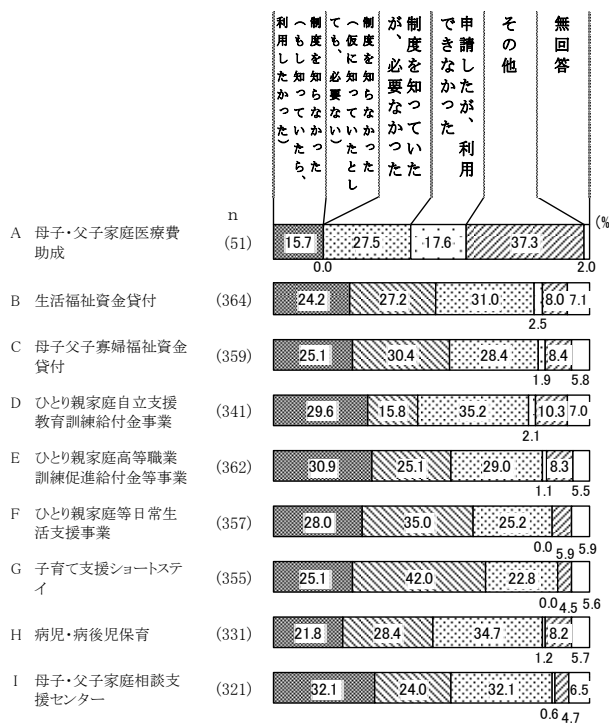


③利用・受給しなかった理由

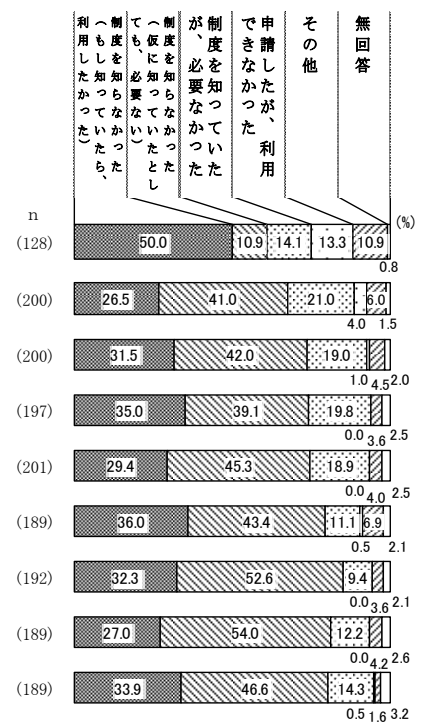
《全体》



《母子家庭》



《父子家庭》



Ⅲ. 調査結果の概要

公的制度の利用・受給の有無については、「利用・受給したことがある」は、《A母子・父子家庭医療費助成》で、母子家庭が83.8%、父子家庭が32.5%となっているが、そのほかのB～Iの8項目の利用は1割程度にとどまっている。

利用・受給しなかった理由については、「制度を知らなかった（知っていたら、利用したかった）」が多い項目は母子家庭では《Dひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業》《Eひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業》《Fひとり親家庭等日常生活支援事業》《I母子・父子家庭相談支援センター》で約3割、父子家庭では《A母子・父子家庭医療費助成》が約5割、D、F（自立支援教育訓練給付金事業、日常生活支援事業）が3割半ばとなっている。また、母子家庭は《A母子・父子家庭医療費助成》以外の項目は5～6割が『知らない』と回答、父子家庭ではいずれの項目も6～8割が『知らない』としており、特にF～I（日常生活支援事業、ショートステイ、病児・病後児保育、母子・父子家庭相談支援センター）は約8割と、母子家庭より父子家庭の認知度は低くなっている。

前回調査と比較すると、利用・受給の有無は、「利用・受給したことがない」が母子・父子家庭ともに《母子・父子家庭医療費助成》以外の項目で5～9ポイントの増加となった。

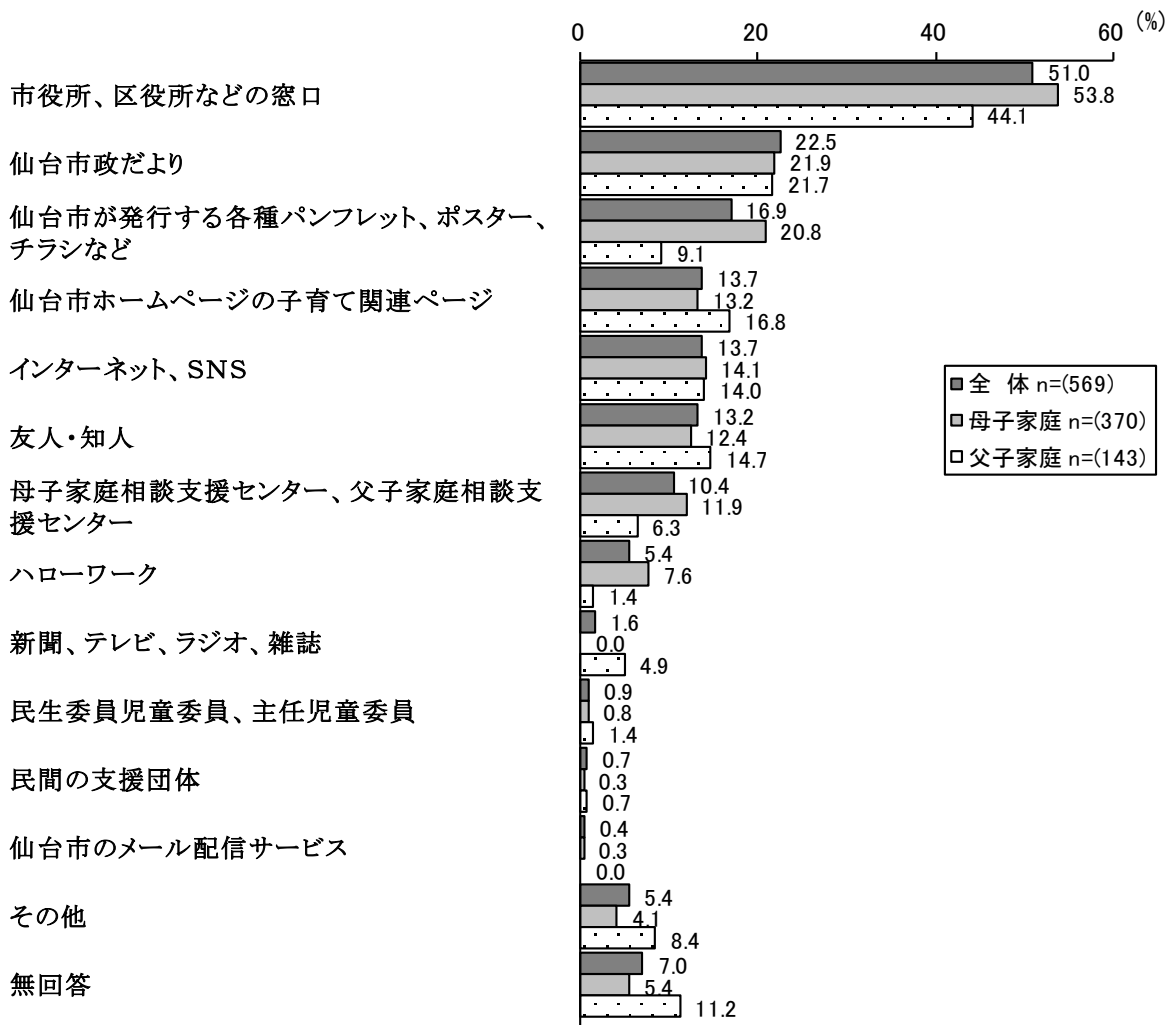
利用・受給しなかった理由は、母子家庭では『知らなかった』はすべての項目で減少し、特に《母子・父子家庭医療費助成》《ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業》《ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業》では11～15ポイント減少し、認知度の向上がみられた。父子家庭でも《母子・父子家庭医療費助成》《生活福祉資金貸付》で『知らなかった』は10～11ポイント減となったが、《ひとり親家庭等日常生活支援事業》《子育て支援ショートステイ》《病児・病後児保育》における認知度向上はみられなかった。

(2) 公的制度の情報の入手先

- 母子・父子家庭ともに「市役所、区役所などの窓口」が最も多く、「仙台市政だより」が続く。
- 母子家庭は「仙台市が発行する各種パンフレット、ポスター、チラシなど」が父子家庭を上回る。
- 「市役所、区役所などの窓口」が情報の入手先としては多いものの、就業等との兼ね合いで平日の昼間に窓口訪問が困難という意見もあることから、市政だよりやチラシ、インターネット等の多面的な情報発信に取り組むほか、より情報を入手しやすい環境づくりに努めていく必要がある。

問 22 の A～I の公的制度について

問 22-1 あなたはどのようにして A～I の公的制度を知りましたか。(○は 3 つまで)



公的制度の情報の入手先は、母子・父子家庭ともに「市役所、区役所などの窓口」(母子：53.8%、父子：44.1%)が最も多く、以下、「仙台市政だより」(母子：21.9%、父子：21.7%)となっている。母子家庭では「仙台市が発行する各種パンフレット、ポスター、チラシなど」(20.8%)が3位にあげられており、父子家庭(9.1%)を11.7ポイント上回る。

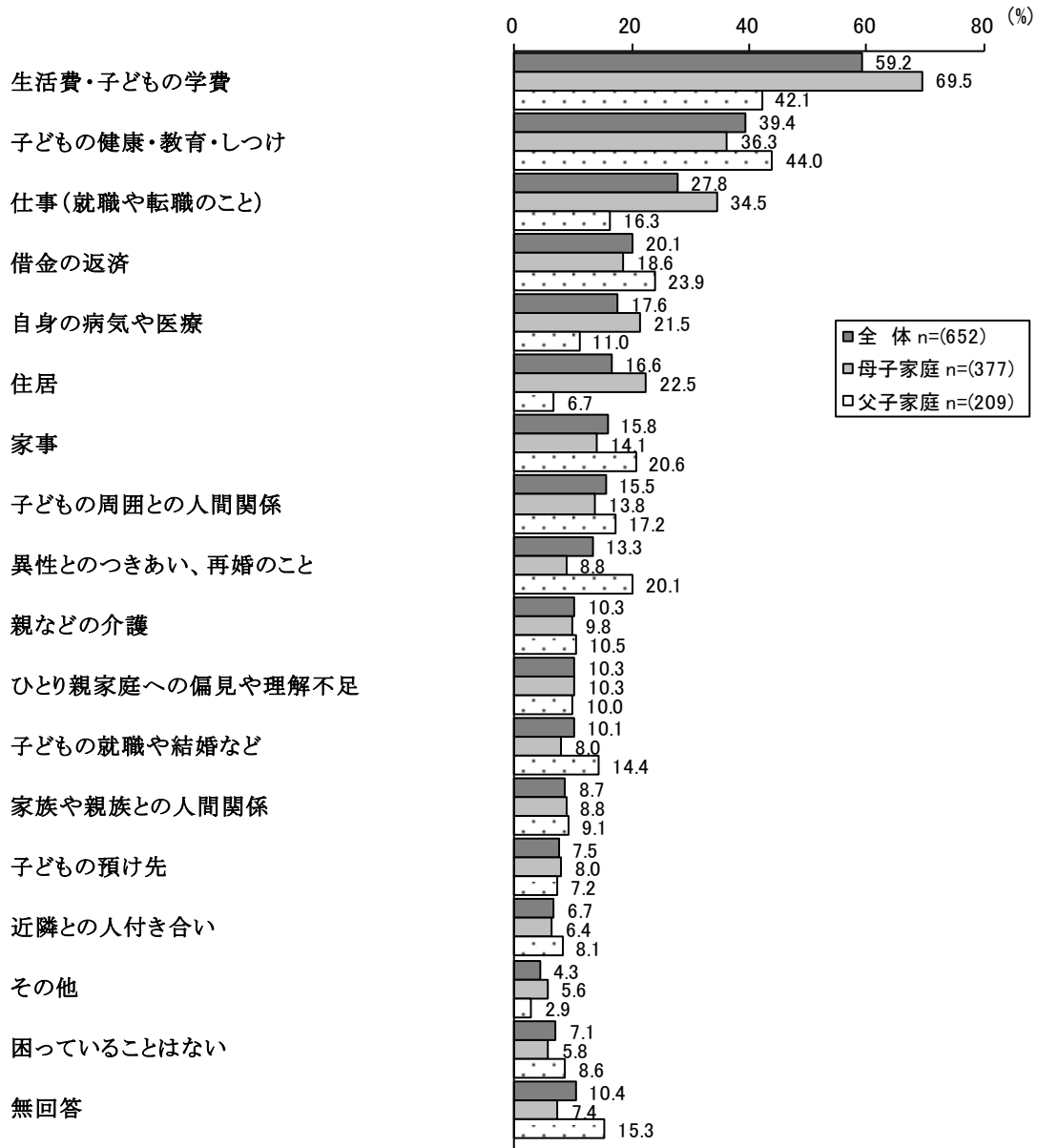
8. 現在の生活の状況について

(1) 現在困っていること悩んでいること

- 母子家庭は「生活費・子どもの学費」が約7割と父子家庭を大きく上回っているほか、「仕事（就職や転職のこと）」「住居」などで父子家庭を上回っている。
- 「子どもの健康・教育・しつけ」は母子・父子家庭ともに4割前後と多い。

問 26 あなたが現在困っていることや悩んでいることは何ですか。

(あてはまるものすべてに○)



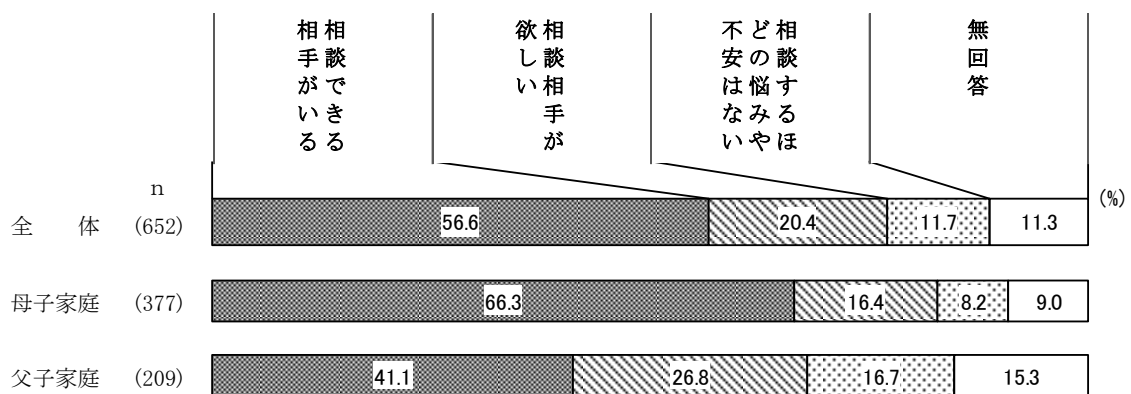
現在困っていること悩んでいることは、母子家庭では「生活費・子どもの学費」(69.5%)が約7割を占め、以下、「子どもの健康・教育・しつけ」(36.3%)、「仕事(就職や転職のこと)」(34.5%)などがあげられている。父子家庭では「子どもの健康・教育・しつけ」(44.0%)や「生活費・子どもの学費」(42.1%)、「借金の返済」(23.9%)が多くなっている。そのほか、母子家庭では「住居」(母子:22.5%、父子:6.7%)や「自身の病気や医療」(母子:21.5%、父子:11.0%)が父子家庭より多く、父子家庭では「家事」(母子:14.1%、父子:20.6%)や「異性とのつきあい、再婚のこと」(母子:8.8%、父子:20.1%)が母子家庭より多くなっている。

(2) 相談相手の有無

- 母子・父子家庭ともに「相談できる相手がいる」が多いが、父子家庭では約4割にとどまる。
- 父子家庭は「相談相手が欲しい」が26.8%と、母子家庭を上回る。
- 相談先が限られる世帯が一定程度あり、特にその傾向は父子家庭において顕著である。各種相談窓口、支援制度、支援団体の情報発信など、多方面との繋がりができるような取り組みが求められる。

【問27で「1. 相談できる相手がいる」と答えた方のみ】

問27 あなたには、現在心おきなく相談できる相手がありますか。(○は1つ)



相談相手の有無は、「相談できる相手がいる」(母子：66.3%、父子：41.1%)が母子・父子家庭ともに最も多くなっているものの、父子家庭は25.2ポイント母子家庭を下回っている。

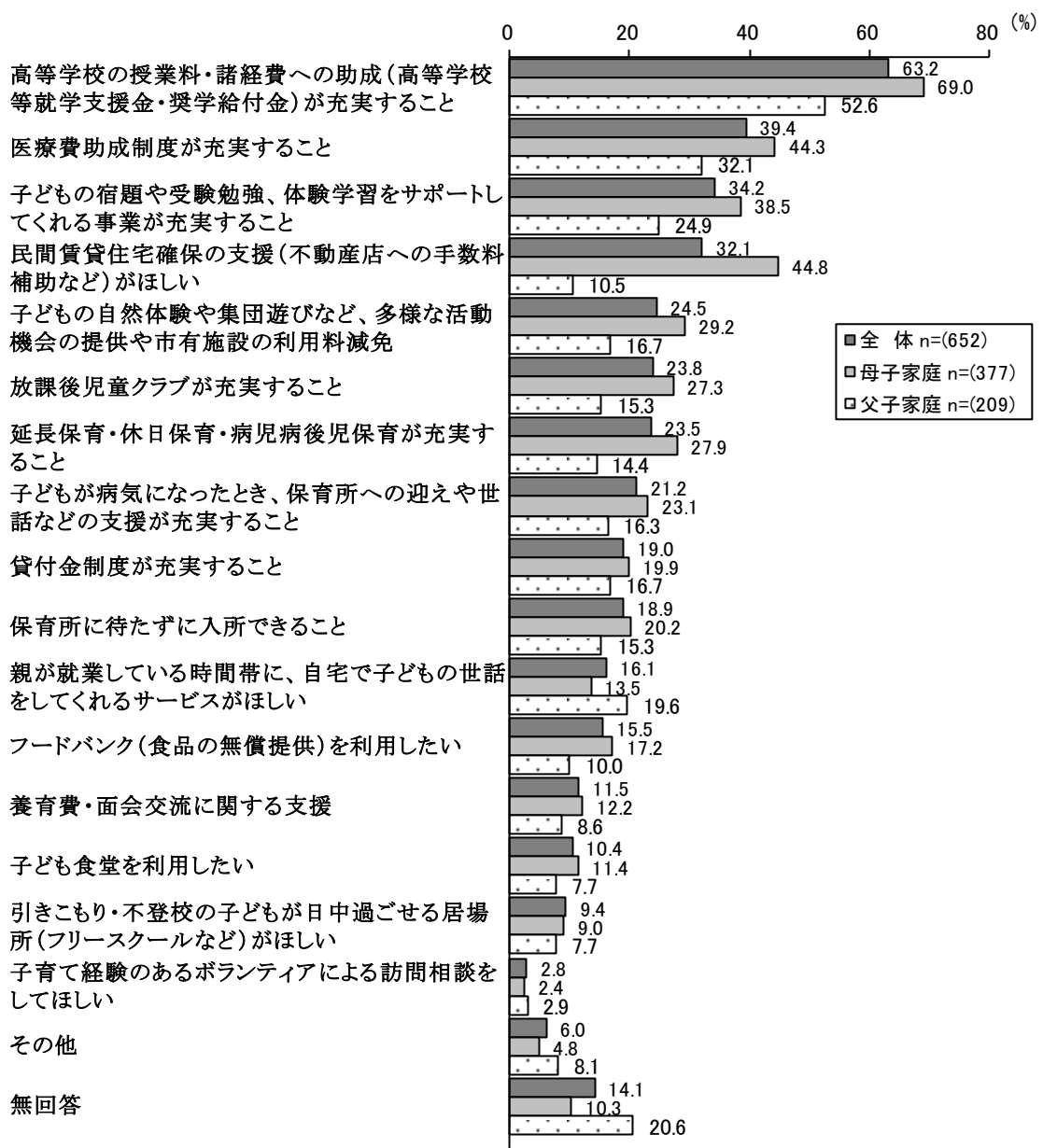
一方、「相談相手が欲しい」は父子家庭で26.8%と母子家庭(16.4%)を10.4ポイント上回っている。

9. 希望する福祉制度や意見・要望について

(1) 要望する福祉制度について

- 母子・父子家庭ともに「高等学校の授業料・諸経費への助成」が最も多い。
- 「医療費助成制度が充実すること」「子どもの宿題や受験勉強、体験学習をサポートしてくれる事業が充実すること」も母子・父子家庭ともに多い。
- 母子家庭は、全体的に父子家庭を上回っている項目が多く、「民間賃貸住宅確保の支援」など幅広い支援への要望があげられている。

問 28 あなたの要望する福祉制度は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



要望する福祉制度については、母子・父子家庭ともに「高等学校の授業料・諸経費への助成」(母子:69.0%、父子:52.6%)が最も多く、以下、母子家庭では「民間賃貸住宅確保の支援」(44.8%)、「医療費助成制度が充実すること」(44.3%)、「子どもの宿題や受験勉強、体験学習をサポートしてくれる事業が充実すること」(38.5%)などとなっている。父子家庭では「医療費助成制度が充実すること」(32.1%)、「子どもの宿題や受験勉強、体験学習をサポートしてくれる事業が充実すること」(24.9%)、「親が就業している時間帯に、自宅で子どもの世話をしてくれるサービスがほしい」(19.6%)などとなっている。

母子家庭は父子家庭を上回っている項目が多く、幅広い支援への要望が高いことがうかがえる。

支援者ヒアリング調査

1. 支援世帯の特徴・課題等

- ・働いているが収入が少なく、疲弊しているという方が多い。一部、精神的な障害があり子育て自体が難しく、公的助成を受けているという方もみられる。
- ・父子家庭の父親は、困難を抱えていてもなかなか相談せず、行き詰ってからようやく問題を吐露することが多い。
- ・見本となる親がおらず、親自身が育ちの中で生活習慣を身につけられなかったことが原因で、掃除・洗濯・料理等の基本的な家事スキルがないケースがある。
- ・ひとり親世帯の親子間コミュニケーションの量・質は、それまでの半分ではなく、十分の一程度になっている。普段のコミュニケーションの量・質が落ちると、子どものコミュニケーション力自体が落ちてしまう傾向がある。
- ・自分から積極的にSOSを出す、積極的に情報を得るといった人が少ない。ひとり親家庭やDV被害者の場合も同様だが、対象者が様々な支援策にたどり着かないケースが散見される。
- ・地域に根付いて生活するためにはSOSを自ら発信できるようになる必要があると考えている。しかし、他人に甘えた経験が少ない方が多く、自分から助けを求めることができる方は少ない。
- ・宮城県においてはひとり親世帯が組織化されていない。同じ境遇の家庭と繋がりたいというニーズもあるだろうが、ひとり親が自ら事務局機能を担うことは厳しいだろう。
- ・要支援のサインは、利用者との関係性が深まった後に気付くこともある。一見身なりが整って社会的であっても、数回会った後にはじめて問題が発覚するケースがある。
- ・養育スキルの乏しい母親からの相談が多く、初めは子どもの歯磨きの仕方といった軽い相談から、職員との関係が増すにつれ子どもの発達障害や家族間の様々な重い問題へと相談内容が発展していく場合が多い。
- ・母親たちは、心配事はまずスマートフォンで調べる。ここから出てくる情報が優先であり、想像を膨らませ必要以上に心配してしまう傾向がある。本来は周囲の経験者の話を聞くことが大事と考える。

2. 制度・連携の仕方等に関する課題等

- ・居住エリアを限定せず利用者を受け入れている子ども食堂が多い。地域ごとに子どもをしっかり見守る仕組みは重要であるが、地域で生きづらさを抱えている方は、自分の地域での繋がりを持たず、他地域の子ども食堂に関わりを持つケースもある。
- ・ひとり親に限らず、自分の家計が一般的な家庭と比べてどうであるか確認できる機会は通常ない。相談を寄せる方は、ひとり親に限らず、余裕がない生活の中で多額の出費に備えることができないのが実態だと思う。

3. 仙台市に希望する支援策

- ・養育者自身が、養育費の請求ができることを理解していない場合もある。離婚する・しないに関わらず、仙台市には養育費問題に対して、気楽に相談できたり知識が得られたりするような場の設定を期待したい。
- ・特に気になる家庭・子どもについて個別に食堂を設定して運営している場合もある。複数の子ども食堂でひとつの家庭を見守るケースもある。市社協・自治体でケースワークする機会をもってほしい。子ども食堂のネットワーク拠点を自治体の施設(区役所等)の中に置いてほしい。公的な立ち位置にある市社協・自治体が事務局を担うことが重要である。
- ・各支援者それぞれが支援活動を行っているが、お互いの活動領域がよくわからないことで支援の手が届かないケースがあると思う。相互連携のネットワークがあれば自分たちが支援できないニーズにも手が届くはずである。
- ・困ったことを自身で表現できない、相談する力がない方も多くおり、そういう方ほど問題が深刻化していくため、SOSを出せない家庭に「余計なお世話」を持ち込む必要がある。「ビジター型の訪問支援」として、大変な家庭には訪問型の支援を行う必要がある。
- ・学校以外にも選択肢があることを伝えることがセーフティネットになるかもしれない。学校現場において、別の選択肢に関する情報が遮断される必要はないと思う。